

表3-1 法令の定めるところによる閲覧・縦覧の状況

1 閲覧 単位：人

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
資産等報告書 (総務課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
住民基本台帳 (市民課)	0	5	2	1	2	1	4	3	1	0	1	0	20
建築計画概要書 (建築政策課)	9	10	10	16	11	18	23	17	11	15	18	18	176
道路台帳 (道路管理課)	71	59	80	75	81	74	60	71	38	45	57	93	804
選挙人名簿抄本 (選挙課)	0	0	0	1	1	1	0	2	0	0	0	0	5
公共下水道台帳 (水道局水道サービス課)	122	93	131	114	127	95	114	98	66	73	83	128	1,244
財政事情説明書 (財政課)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産課税台帳 (税務課)	158	39	49	38	47	28	30	48	17	22	49	20	545
合 計	360	206	272	245	269	217	231	239	133	155	208	259	2,794

注) 閲覧を定めている法律等

- 1 政治倫理の確立のための千歳市長の資産等の公開に関する条例第5条（報道機関には情報提供）
- 2 住民基本台帳法第11条の2
- 3 建築基準法第93条の2
- 4 道路法第28条
- 5 公職選挙法第28条の2
- 6 下水道法第23条
- 7 財政事情説明書の作成及び公表に関する条例第4条
- 8 地方税法第382条の2